

鉛筆や消える
ボールペンで
記入しないで
ください

離婚届

令和〇〇年〇〇月〇〇日 届出

新潟市〇〇区 長

【新潟市の受付窓口】
◎平日8:30~17:30
区役所・出張所

◎上記以外の時間及び休日
区役所
※時間外受付窓口での
お預かりとなります

氏名	
住所	
本籍	
筆頭者の氏名	
同居の期間	
別居する前の住所	
別居する前の世帯のおもな仕事	
夫妻の職業	
その他	
届出人署名	
事件簿番号	

【住所】
◎離婚届提出時点の住民登録地を記入します
◎離婚届と同日に住所変更手続きを行う場合は新しい住所を記入します

【(養)父母氏名】
亡くなられた方の氏名も記入します

【離婚の種別】
該当するところにチェックと日付を記入します

【未成年の子の氏名】
裁判等によって決まった内容をふまえ、記載します

【別居する前の世帯の主な仕事】
別居前の世帯で最も収入が多い方の職業に近いものを選択してください

(フリガナ)	夫	テイノ	イチロウ	妻	テイノ	ハナコ
氏名	氏	丁野	一郎	氏	丁野	花子
生年月日		昭和62年11月11日			昭和62年7月7日	
住所		新潟市江南区泉町3丁目4番5号			新潟県長岡市大手通1丁目4番地10	
(住民登録をしているところ)		甲アパート101号			乙アパート102号	
本籍		新潟市秋葉区程島2009			番地	1
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名	丁野 一郎				
父母及び養父母の氏名	夫の父	丁野 春夫	続き柄	妻の父	己山 秋雄	続き柄
父母との続き柄	母	庚田 夏子	長男	母	己山 美冬	二女
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合はその他の欄に記入してください)	養父	丁野 太郎	続き柄	養父		続き柄
	養母	丁野 次子	養子	養母		養女
離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚	<input checked="" type="checkbox"/> 調停	令和〇年〇月〇日成立	<input type="checkbox"/> 和解	年 月 日成立	<input type="checkbox"/> 請求の認諾
	<input type="checkbox"/> 審判	年 月 日確定		<input type="checkbox"/> 調停	年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる		<input type="checkbox"/> 妻は	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
もどる者の本籍		番地	筆頭者の氏名		番地	筆頭者の氏名
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	丁野 希	妻が親権を行う子	丁野 未来		
同居の期間		平成30年6月から		令和5年12月まで		
		(同居を始めたとき)		(別居したとき)		
別居する前の住所		新潟市江南区泉町3丁目4			番地	5号
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯					
	<input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯					
	<input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)					
	<input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯					
	<input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯					
	(国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)					
夫妻の職業	夫の職業					
その他						
届出人署名	夫		妻	丁野 花子		
(※押印は任意)						
事件簿番号		【連絡先】 携帯電話、勤務先など日中連絡が取れる電話番号を記入してください		連絡先 電話 (080-XXXX-XXXX)		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて
1 台湾
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき-調停調書の謄本
審判離婚のとき-審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき-和解調書の謄本
認諾離婚のとき-認諾調書の謄本
判決離婚のとき-判決書の謄本と確定証明書

【離婚届3(裁判離婚)】

裁判等の申立人が届出人であり、かつ婚姻により氏(名字)を変更した方が婚姻中の氏を継続する場合

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	印
生年月日	年 月 日
住所	
本籍	番地 番

【婚姻前の氏にもどる者の本籍】
◎婚姻により氏(名字)を変更した方が、婚姻中の氏を継続する場合、この欄は記入不要です。
◎別紙「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を記入し、離婚届と同時に提出ください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

※お子様がいらっしゃる場合、左枠内の内容をよくご確認ください

◎届出する際の注意点

- 本人確認書類
本人確認を行いますので、可能な限り「マイナンバーカード」「運転免許証」「旅券」などの公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類1点をお持ちください。また、氏や住所に変更がある方は「マイナンバーカード」をお持ちください。
- 住所変更の手続き
離婚届とは別に手続きが必要です。(平日の開庁時間のみ受付)
離婚届と住所変更手続きは同時に手続きできます。詳しくはお問い合わせください。
- 休日・夜間の届出
休日(土・日曜・祝日、年末年始期間)及び夜間の届出は、各区役所の時間外受付窓口でお預かりし、職員の手配は翌開庁日以降となります。記載漏れや記載誤りがないように、平日の開庁時間に戸籍担当窓口で事前の確認(事前審査)を受けることをお勧めします。
- お知らせ
以下の場合は、事前にお近くの戸籍担当窓口にご相談ください。
・外国籍の方と離婚する場合
・離婚と同時に養子縁組を解消(養子離縁)したい場合

鉛筆や消える
ボールペンで
記入しないで
ください

離婚の日から
3か月以内の
届出が必要と
なります

離婚の際に称して いた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和〇〇年〇〇月〇〇日届出

新潟市〇〇区長

受理	令和	年	月	日			
第				号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知		

(フリガナ) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名

(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)

テイノ ハナコ
氏 名

丁野 花子

昭和62年 7月 7日生

住所

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

(住民登録をして
いるところ)

乙アパート102号

本籍

(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)

新潟市秋葉区程島2009

番地 1

筆頭者の氏名

丁野 一郎

(フリガナ) 氏

変更前 (現在称している氏)

変更後 (離婚の際に称していた氏)

テイノ

丁野 丁野

離婚年月日

令和〇年〇月〇日

離婚の際に称していた氏を称した後の本籍

(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)

新潟県長岡市大手通1丁目4

番地 10

筆頭者の氏名

丁野 花子

【離婚年月日】

◎協議離婚のときは「離婚届」を提出した(する)日

◎裁判離婚のときは

- ・ 審判または判決の確定日
- ・ 調停または和解の成立日
- ・ 請求の認諾の日

を記入してください

【離婚の際に称していた氏を称した後の本籍】

希望する新しい本籍を記入してください。
新しい本籍は、日本国内の現存する土地の地番
または住所の街区符号(※)であればどこでも
おくことができます。
※住所の街区符号：住居表示が実施されている地区
の住所のうち、〇番までの表記のこと
例：「新潟市北区東栄町1丁目1番」

届出人署名 (※押印は任意)

丁野 花子

印

(変更前の氏名)

【届出人署名】
本人が記入してください

【届出印】
押印は任意です

【連絡先】
携帯電話、勤務先など日中
連絡が取れる電話番号を記入
してください

連絡先
電話 (080-XXXX-XXXX)

この戸籍法77条の2の届を提出した後に婚姻前の氏に戻る場合は、家庭裁判所での手続き(「氏の変更許可」に係る審判)が必要になりますので、ご注意ください